

京都市消防局訓令乙第5号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成24年12月21日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第1備考以外の部分中

「

音 楽 隊 服 装	音楽隊員が演奏活動に従事するとき。
整 備 作 業 服 装	車両等の整備作業に従事するとき。

を

」

「

音 楽 隊 服 装	音楽隊員が演奏活動に従事するとき。
-----------	-------------------

に改

」

める。

別表第2備考2中「ジャンパー型）」の右に「及び雨衣」を加える。

別表第3備考5中「及び防寒衣（ジャンパー型）」を「，防寒衣（ジャンパー型）及び雨衣」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第4条関係）

その他の服

品目		区分	航空隊服装	音楽隊服装		
				春・秋期	夏期	冬期
航空隊被服類	飛行帽					
	飛行服					
	階級章					
	防寒服					
	飛行靴					
音楽隊被服類	帽子	合	帽			
		冬	帽			
		夏	帽			
	合		服			
	冬		服			
	夏		服			
	ネクタイ	合	服用			
		冬	服用			
	演奏		靴			

備考1 印は、原則として着用すべき品目を、 印は、気候により必要に応じて着用する品目を示す。

2 衣服（防寒服を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 航空隊被服類には、活動用下衣を含むものとする。

附 則

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

（消防局総務部人事課）